



令和3年10月28日

担当課	企業総務課
担当者	北山
電話	435-1124
内線	3309

厚生労働省等の新たな補助制度を受けて本復旧に着手します

この度、厚生労働省から通知があり、新たな補助制度が制定されました。また、総務省においても、当該補助制度にかかる公営企業負担分については、一般会計からの繰出措置対象としていただけることとなりました。

このことにより本復旧にかかる財源の目処がたちましたので、まずは復旧方法や落橋した水管橋の撤去方法などを検討するための調査・設計業務から着手することとしました。

【厚生労働省】

- 補助内容 水管橋の補強、改築・更新等に係る国庫補助
- 補助対象 布設後40年以上が経過した水管橋として布設されている導水管、送水管の更新事業及び水管橋の補強、改築・更新事業
- 採択基準 令和7年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。
 - (1) 水道事業で資本単価90円/m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/m³以上であること。
 - (2) 他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。
- 補助率 3分の1

【総務省】

- 制度内容 厚生労働省の補助制度にかかる補助金を除いた公営企業負担分について、1/4を一般会計から繰り出し、その1/2を交付税措置

